

令和 6 年 度 第 8 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

6 . 1 1 . 5

第 8 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和6年11月5日 午前9時30分

2 開会日時 令和6年11月5日 午前9時30分

3 閉会日時 令和6年11月5日 午前10時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	出	8	鹿 嶋 耕 三	出
2	櫛 田 繁 造	出	9	片 岡 芳 和	出
3	仁井名 雅 子	出	10	大 平 貴 之	出
4	梶 田 宏 一	出	11	天 野 平 之 進	出
5	仁 科 智 之	出	12	西 江 務	出
6	北 村 卓 士	出	13	守 屋 映 男	出
7	佐 内 繁 文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	林 和 美	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	重 見 信 夫	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	有 本 正 義	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	桑 田 圭 介	事務局次長	向 原 学
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 江 敬 一	主 事 補	升 谷 公 祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第 26 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 27 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 25 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 26 号	取止書の受理について
報告第 27 号	農作業等受委託契約書の受理について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

6 番委員

7 番委員

事務局長	おはようございます。 ただ今から、令和6年度第8回の農業委員会を開催いたします。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を6番北村委員、7番佐内委員よりしくをお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。
会長	議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー42号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー42号でございます。〇〇から、〇〇へ参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、耕作管理が困難となった譲渡人から、農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得するのが初めてのため、営農計画書の提出があります。 申請地は田となっていますが、取得後はいちじくを栽培する予定です。農機具に関しては、小型のトラクターをリース予定です。自宅から申請地までは数キロほどであり、通作上の問題もないことから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー43号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー43号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は、長年の農業経験を有しており、農機具も保有しています。所有地では主に水稻栽培を行っており、申請地でも水稻栽培を行う予定です。農業には、息子と二人で取り組んでおり、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能だと考えられます。なお、申請地の〇〇地区〇〇番地、〇〇番地には地役権が設定されていますが、同意書の提出があります。譲受人の所有地である、〇〇地区〇〇番地の一部には墓地がありますが、分筆して地目変更をするという旨の申出書が提出されています。また、〇〇地区〇〇番地、〇〇番地には、農業用倉庫及び進入路がありますが、速やかに転用の申請をするという旨の申出書が提出されています。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー44号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー44号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は、営農開始のため、農地と農業を行う際の休憩所としての住宅を空き家バンクにて購入するものです。 譲受人は、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地では野菜を栽培予定です。農機具は、耕運機と草刈機を購入しており、購入した住宅に併設されている倉庫に保管予定です。自宅から申請地までの距離は数キロほどであり、通作上の問題もないと考えられます。申請地は原野のような状態ですが、ユンボをレンタルして樹木の伐根を行い、農地として利用できる状態にするとのことです。以上のことから、農業経験がないとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。

	これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明にあったとおり、申請地は原野のような状態で、樹木の伐根を行い農地として利用できる状態にするとのことですが、本当に行うのか疑問が残ります。許可をする上で、抜根を行う計画を明確にした書類の提出があれば問題ないと思います。
事務局	借受人に連絡をし、抜根等の具体的な計画書の提出を依頼します。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー19号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー19号でございます。〇〇及び〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定（2年6か月間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆の一部、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は進入路でございます。 借受人は、〇〇地区の〇〇川改修工事に伴い、大型車両の河川付近への進入路を確保する必要があるため、河川と道路の間に存在する当該申請地〇筆の一部を一時的に転用し、工事用の進入路として利用したいとのことです。一時転用期間は令和6年12月7日から令和9年5月31日までとしており、期間満了までに原状回復を行うとのことです。なお、申請地は農用地区域内農地ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当しているため、許可妥当としております。また、本改修工事は笠岡市事業であるため、事業資金については市予算にて対応します。 周囲の影響につきまして、法面は植生工を施すとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、池へ流入するよう勾配を確保することによって、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 25 号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第 26 号「取止書の受理について」、報告第 27 号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしく願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	（１）次回農業委員会 12 月 10 日(火)午前 9 時 30 分から <u>笠岡市役所本庁 3 階 第一会議室</u> （２）その他 ・ 次回申請書締切日 11 月 15 日（金），議案発送日 11 月 22 日（金） ・ 利用状況調査のお礼及び催促 ・ 義援金の預かり証について ・ 改選に向けた説明（12 月から募集開始） ・ 委員研修会について それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。